

大田原市 成年後見制度 利用促進基本計画

大田原市
令和5年3月

目次

第1章 計画策定の背景 … 1頁

- (1) 成年後見制度とは
- (2) 本市の状況
- (3) 計画策定の背景

第2章 計画の位置づけと目的 … 3頁

第3章 大田原市の成年後見制度利用促進施策 … 3頁

- (1) 地域連携ネットワークについて
- (2) 権利擁護支援チームについて
- (3) 中核機関と協議会について
- (4) 中核機関の機能について

第4章 計画の推進について … 6頁

第1章 計画策定の背景

(1) 成年後見制度とは

成年後見制度とは、認知症、知的障害、精神障害などによって判断能力が十分ではない方を保護するための制度です。

成年後見制度には、家庭裁判所の審判に基づく法定後見と、任意後見契約に基づく任意後見があります。

法定後見は、判断能力が不十分であり、法定後見制度の利用を必要とする方についての家庭裁判所への請求手続きと、その請求に対する裁判官の審判により開始され、その方の状況によって、支援を必要とする度合いの大きい順に「後見」「保佐」「補助」のいずれかの類型で、支援者としてふさわしいと判断された人物が審判で選任されます。また、類型に応じた支援者である成年後見人、保佐人、補助人は、成年後見人等と呼ばれています。

一方で、任意後見では十分な判断能力がある方が、法律で定められた様式の公正証書により、将来に備えて自らが選んだ受任者と希望する支援内容について任意後見契約を結んでおき、判断能力が不十分になった際には、受任者が家庭裁判所で監督人の選任を受けて、任意後見人としての活動を開始します。

成年後見人等と任意後見人は、それぞれが持つ権限に基づいて、ご本人の不動産や預貯金などの財産を管理し、またご本人のご希望や生活の様子から必要な福祉サービスや医療に関する契約、代金の支払いを行うなどして、ご本人の生活を支援しています。

【参考】成年後見制度の概要

○ 法定後見制度…家庭裁判所の審判に基づく

区分	対象となる方と支援の内容	支援者
後見	判断能力が欠けているのが通常の状態の方に対して、成年後見人が包括的な代理権をもって支援を行う。	成年後見人
保佐	判断能力が著しく不十分な方に対して、保佐人がご本人の重要な行為（民法第13条第1項）に関する同意権と、ご本人の希望する行為に関する代理権をもって支援を行う。	保佐人
補助	判断能力が不十分な方に対して、補助人がご本人の希望する行為に関する同意権と代理権をもって支援を行う。	補助人

○ 任意後見制度…任意後見契約に基づく（支援の内容も契約に基づく）

(2) 本市の状況

高齢化や核家族化などの社会背景により、判断能力が低下してしまっても家族や親族に気づかれず、支援を得ることができないために生活に困難を抱える方が増加しており、高齢者の消費トラブルや詐欺被害も発生しています。

そこで、本市では成年後見制度の利用支援の施策として、ご家族等の支援を得ることができず法定後見制度の利用を必要とする方に関して、市長名で家庭裁判所へ利用開始の審判の請求(市長申立て)を行っています。また、資力が不十分である方に対して制度を利用するために必要な費用の助成をするほか、大田原市保健福祉部、地域包括支援センター、障害者相談支援センターが窓口となって相談業務を行っています。

(3) 計画策定の背景

全国的な成年後見制度の利用に関する必要性の高まりにより、平成28年に成年後見制度の利用の促進に関する法律(以降 利用促進法)が施行され、平成29年3月(第1期)と令和4年3月(第2期)に成年後見制度利用促進基本計画(以降 基本計画)が閣議決定されました。

その第1期基本計画では、成年後見制度の利用を必要とする方が、全国どの地域においても制度を利用できるよう、各地に権利擁護支援の地域連携ネットワーク(以降 地域連携ネットワーク)が必要であるとして、市町村にも地域連携ネットワークの構築に取り組むことが求められるようになりました。

また、市町村が構築に取り組む地域連携ネットワークは、既存の保健・医療・福祉の連携の仕組みに司法を加えたものであり、「チーム(権利擁護支援チーム)」「協議会」「中核機関」によって構成され、早期の相談に対応した窓口を設置し、制度を必要とする方が発見される仕組みと、その方の意思決定支援や身上保護を重視する支援体制を備えることとされています。

つづく第2期基本計画では、権利擁護支援の定義をより明確にするために、様々な福祉施策でも採用される地域共生社会の実現という観点に加えられ、成年後見制度は社会からの孤立や身寄りがいない方の生活の困難を解決する方法のひとつとして捉えられるようになりました。

同じように、第2期基本計画では市町村も地域共生社会の実現を目的として、成年後見制度にとどまらない権利擁護支援を行うことと、引き続き必要となる地域連携ネットワークの構築を進めることが求められています。

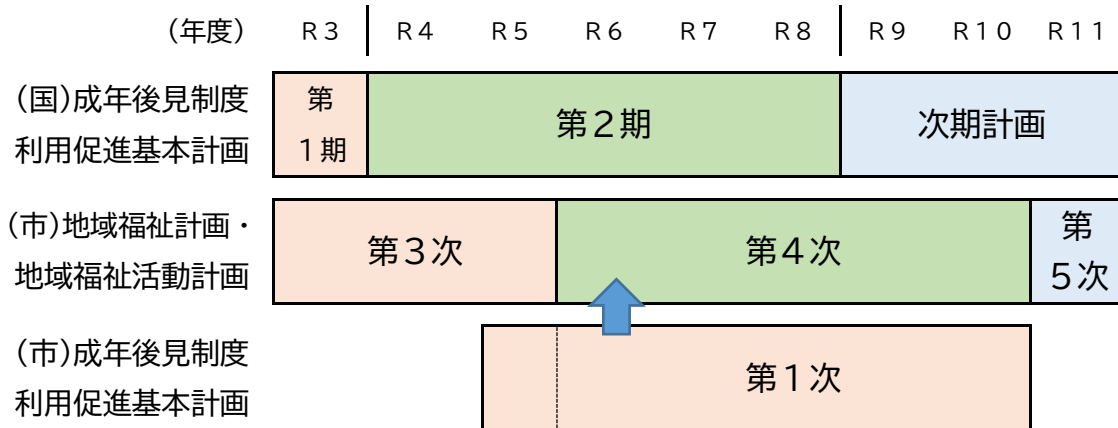
第2章 計画の位置づけと目的

市が策定する本計画は、利用促進法第14条第1項に基づく市町村の努力義務である「当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」として位置づけ、計画名を大田原市成年後見制度利用促進基本計画とします。

また、本計画は利用促進法が掲げる理念である、成年後見制度の利用にかかわらず、誰もがその方らしさと意思が尊重され、住み慣れた地域で尊厳をもって暮らし、社会に参加し続けることができるような地域共生社会の実現に向けて、本市における成年後見制度の利用促進施策を総合的かつ計画的に講ずるために、国の基本計画が示す地域連携ネットワークの構築に関わる事項について定めるものです。

計画の対象期間は、本市の関連計画との整合と連携の観点により、令和5年度から令和10年度までの6か年とし、国の第2期基本計画の対象期間中に必要な見直しを進めます。また、令和6年度から大田原市地域福祉計画・地域福祉活動計画の中において位置づけます。

【参考】大田原市の計画策定スケジュール



第3章 大田原市の成年後見制度利用促進施策

(1) 地域連携ネットワークについて

① 地域連携ネットワーク

成年後見制度を利用する家庭内において、併せて児童の擁護を必要とする場合には、分野をまたいで複合的な対応がなされることが望まれます。

成年後見制度の利用にかかわらず、権利擁護支援を必要とするすべての

方を支援するため、本市においても高齢者や障害者福祉にとどまらない、多様な分野が連携する包括的な地域連携ネットワークの構築に取り組みます。

② 権利擁護支援の必要な人の発見・支援

市が実施する各種相談業務や、安心生活見守り事業、介護予防事業、市民健康診査、乳幼児健康診査を代表とする各事業、基幹型支援センター、地域包括支援センター、障害者相談支援センター、介護・障害福祉サービス事業所、金融機関、医療機関、栃木県弁護士会・栃木県司法書士会・栃木県社会福祉士会等の専門職団体、家庭裁判所、栃木県警察などの関係機関や、民生委員や地域住民との協力により、地域において権利擁護支援を必要とする方の速やかな発見に努めるとともに、適切な支援へと結びつけます。

③ 早期の段階からの相談・対応体制の整備

保佐・補助類型や任意後見の選択肢を含め、市民が早期に成年後見制度の利用について身近な地域で相談できるよう、市民に分かりやすい相談窓口を整備して、その周知に努めます。

④ 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

成年後見制度がご本人らしい生活を守るために利用されるよう、成年後見制度に対する正しい理解が広まるような制度周知を行うことと併せて、ご本人の意思や心身の状態及び生活状況等を踏まえた運用がなされるような地域の支援体制を構築します。

(2) 権利擁護支援チームについて

成年後見制度の利用にかかわらず、権利擁護支援を必要とする方を中心に、家族・親族、地域包括支援センター、障害者相談支援センター、医療機関などの関係機関や、民生委員や地域住民が協力してご本人の権利擁護支援チームとなって、日常的に見守りを行います。

権利擁護支援チームは必要に応じて中核機関に地域ケア会議や担当者会議の開催を求め、会議において法律・福祉の専門職を交えてご本人への支援内容を検討して、適切な権利擁護支援を行います。

成年後見制度の利用開始後は、本市におけるこれら権利擁護支援チームの協力体制に成年後見人等や任意後見人を加え、日常にご本人を見守るとともに、法的な権限によってご本人の意思の尊重と身上保護が重視されるよう、継続的な状況の把握に努めます。

(3) 中核機関と協議会について

大田原市保健福祉部内に中核機関を設置し、中核機関が事務局となって、協議会として地域ケア会議や担当者会議を運営します。

会議では、成年後見制度の利用に限らず、権利擁護支援を必要とする方に対して必要な支援を行うことができるよう、法律・福祉の専門職や関係機関を交えて協議を行います。成年後見制度の利用を必要とする方には、栃木県弁護士会・栃木県司法書士会・栃木県社会福祉士会から会員の派遣を受け、適切な受任者調整を行います。

また、中核機関については、法人後見に対する需要の高まりを考慮しながら、将来的に運営委託が可能であるかを検討します。

(4) 中核機関の機能について

① 広報機能

中核機関、地域包括支援センター、障害者相談支援センターは、介護・福祉事業者や医療機関などの関係機関及び民生委員や市民等に向けて、成年後見制度の適切な利用例を広報周知します。

また、栃木県弁護士会・栃木県司法書士会・栃木県社会福祉士会等の専門職団体や家庭裁判所と連携しながら、成年後見制度に関するパンフレットの配布や研修会等の広報活動が、地域において活発に行われるよう配慮します。

② 相談機能

地域包括支援センターや障害者相談支援センターの窓口と合わせ、後見類型だけではなく、保佐・補助類型、任意後見も含めた成年後見制度の利用に関する相談に対応できるよう、相談窓口を整備します。

ご本人やご家族など、相談者の事情に応じて、成年後見制度以外の方法を含めた支援方法の検討や提案をするとともに、積極的な市長申し立ての実施を含めた成年後見制度の利用について検討します。

③ 成年後見制度利用促進機能

親族後見を含め、成年後見制度の利用を希望する方に手続き案内や書類作成のアドバイスを行うなど、制度の利用のために必要な支援を行います。

また、栃木県弁護士会・栃木県司法書士会・栃木県社会福祉士会等の専門職団体や家庭裁判所と協力体制を構築し、ご本人が必要とする財産管理、身上保護、意思決定支援の内容に応じた適切な成年後見人等が推薦されるよう、受任者の調整に努めます。

④ 後見人支援機能

成年後見人等と任意後見人の日常的な相談窓口となり、情報交換に努めると共に、権利擁護支援チームとしてご本人の意思と身上保護が優先されるように成年後見人等と任意後見人の活動を支援します。

また、協議会の運営により地域包括支援センター、障害者相談支援センター、市社会福祉協議会、ケアマネジャー、相談支援専門員、福祉施設職員、医療機関職員、認知症地域支援推進員、生活保護ケースワーカー、保健師、民生委員、安心生活見守り事業担当者等による検討会議を開催して、地域ぐるみで権利擁護支援を行います。

⑤ 不正防止効果

成年後見人等と任意後見人の孤立による理解不足・知識不足が不正事案の原因とならないように、中核機関の広報機能、相談機能、後見人支援機能の充実に努めます。

また、地域連携ネットワークや権利擁護支援チームでの見守り体制の構築により、不正被害を最小限に食い止めることを目指します。

第4章 計画の推進について

本市における地域共生社会の実現に向けて、大田原市保健福祉部、地域包括支援センター、障害者相談支援センター、市社会福祉協議会、専門職等との連携のもとで大田原市成年後見利用促進基本計画を推進します。

大田原市成年後見利用促進基本計画策定委員会 委員名簿

令和4年12月7日現在

NO.	氏名	職業又は所属
1	園 田 秀 樹	栃木県弁護士会
2	安 部 桂 弥	栃木県弁護士会
3	竹 田 知 史	公益社団法人成年後見センター・ リーガルサポートとちぎ
4	伊 藤 憲 司	公益社団法人成年後見センター・ リーガルサポートとちぎ
5	渡 辺 多 佳 子	一般社団法人栃木県社会福祉士会
6	田 中 克 彦	一般社団法人栃木県社会福祉士会
7	大 武 洋 子	大田原市社会福祉協議会
8	益 子 敦 子	大田原市 保健福祉部長
9	安 在 保 男	大田原市 保健福祉部 福祉課長
10	小 林 さ と 子	大田原市 保健福祉部 高齢者幸福課長
11	阿 美 秀 典	大田原市中央地域包括支援センター
12	平 久 江 成 美	大田原市西部地域包括支援センター
13	吉 沢 真 由 美	大田原市西部地域包括支援センター
14	前 沢 香 織	大田原市東部地域包括支援センター
15	渡 邊 雅 紀	大田原市障害者相談支援センター

大田原市
成年後見制度利用促進基本計画

令和5年3月

発行 大田原市
編集 大田原市保健福祉部高齢者幸福課
住所 〒324-8641
栃木県大田原市本町1-4-1
TEL 0287-23-8757

大田原市
成年後見制度 利用促進基本計画
資料編

資料編 内容

資料1

(抜粋) 第二期成年後見制度利用促進基本計画 (令和4年3月25日閣議決定)
～尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進～

資料2

高齢者年代別人口と高齢化率の推移
(引用) 「第8期大田原市高齢者福祉計画・介護保険事業計画 (令和3年3月)」より

資料3

大田原市成年後見利用支援業務経過取りまとめ (令和4年12月作成)

資料4

大田原市の地域連携ネットワークのイメージ (令和4年12月作成)

(抜粋) 第二期成年後見制度利用促進基本計画 (令和4年3月25日閣議決定)
 ～尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進～

目次	
はじめに	1
1 成年後見制度利用促進基本計画の位置付け	1
2 新たな基本計画の必要性	1
3 第二期計画の対象期間.....	2
I 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標	3
1 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方	3
(中略)	
2 今後の施策の目標等	6
(中略)	
II 成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策	7
1 成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実	7
(中略)	
2 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等	11
(中略)	
3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり	21
(1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの基本的な考え方	
－尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加－.....	21
① 地域連携ネットワークの必要性和趣旨.....	21
② 地域連携ネットワークのしくみ.....	23
(以下略 全63ページ)	

②地域連携ネットワークのしくみ

地域連携ネットワークは、「権利擁護支援チーム」、「協議会」及び「中核となる機関（中核機関）」の3つのしくみからなる。

ア 権利擁護支援チーム

権利擁護支援チームとは、権利擁護支援が必要な人を中心に、本人の状況に応じ、本人に身近な親族等や地域、保健・福祉・医療の関係者などが、協力して日常的に本人を見守り、本人の意思及び選好や価値観を継続的に把握し、必要な権利擁護支援の対応を行うしくみである。

既存の福祉・医療等のサービス調整や支援を行う体制に、必要に応じ、法律・福祉の専門職や後見人等、意思決定に寄り添う人などが加わり、適切に本人の権利擁護が図られるようにする。

(抜粋) 第二期成年後見制度利用促進基本計画(令和4年3月25日閣議決定)
～尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進～

イ 協議会

協議会とは、各地域において、専門職団体や当事者等団体などを含む関係機関・団体が、連携体制を強化し、これらの機関・団体による自発的な協力を進めるしくみである。

各地域では、成年後見制度を利用する事案に限定することなく、権利擁護支援チームに対し、法律・福祉の専門職や関係機関が必要な支援を行うことができるように協議の場を設ける。なお、協議会は、地域の実情や議題等に応じ、個々の市町村単位、圏域などの複数市町村単位、都道府県単位など階層的に設置する。

ウ 中核機関

中核機関とは、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関や体制であり、以下のような役割を担う。

- ・ 本人や関係者等からの権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け、必要に応じて専門的助言等を確保しつつ、権利擁護支援の内容の検討や支援を適切に実施するためのコーディネートをを行う役割
- ・ 専門職団体・関係機関の協力・連携強化を図るために関係者のコーディネートをを行う役割(協議会の運営等)

中核機関の運営は、地域の実情に応じ、市町村による直営又は市町村からの委託などにより行う。市町村が委託する場合等の運営主体については、業務の中立性・公正性の確保に留意しつつ、専門的業務に継続的に対応する能力を有する法人(例えば、社会福祉協議会、NPO法人、公益法人等)を適切に選定するものとする。

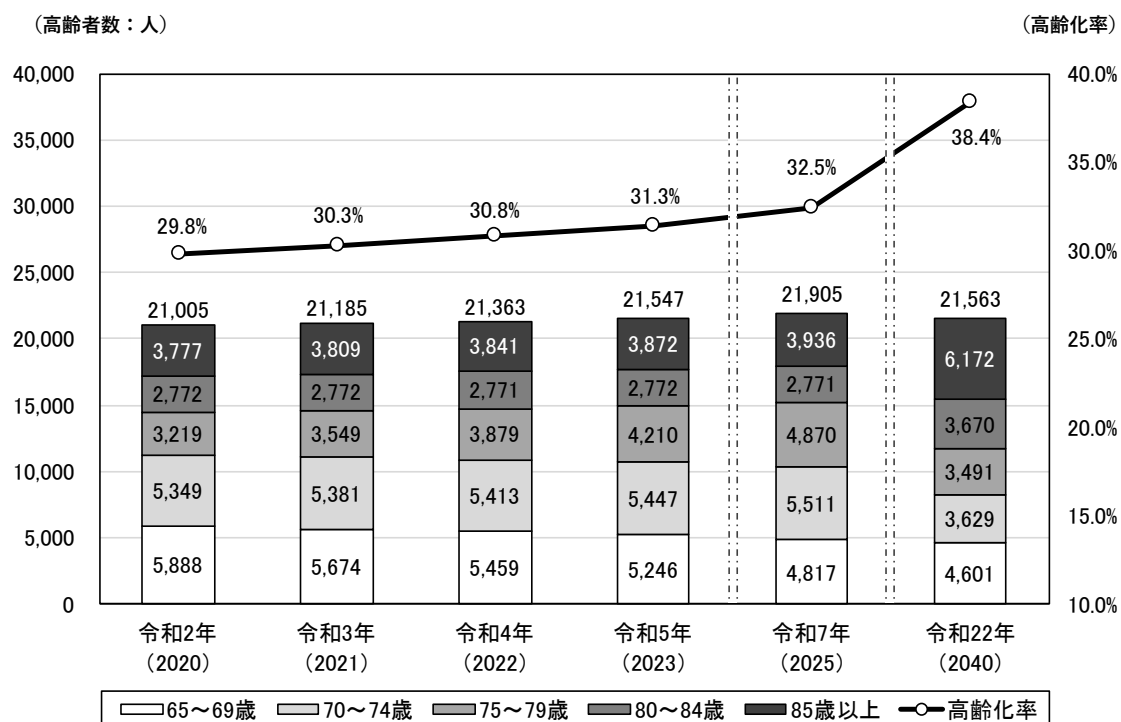
なお、国は、1(1)に記載した成年後見制度等の見直しの検討と併せて、中核機関の位置付け及びその役割にふさわしい適切な名称を検討する。

(以下略 以上)

資料2

高齢者年代別人口と高齢化率の推移

(引用) 「第8期大田原市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(令和3年3月)」より



※令和3年(2021)以降は策定時の推計※

資料3

大田原市成年後見利用支援業務経過取りまとめ(令和4年12月作成)

①相談対応件数	H30	R1	R2	R3
大田原市役所	101件(31名)	69件(39名)	189件(48名)	180件(71名)
地域包括支援センター	161件(12名)	51件(13名)	28件(16名)	44件(13名)
障害者相談支援センター	66件(5名)	18件(5名)	6件(4名)	9件(5名)

②利用助成件数	H30	R1	R2	R3
大田原市役所	2件 (報酬助成)	4件 (報酬助成)	2件 (申立費用)	4件 (報酬3、申立1)

③審判請求件数	H30	R1	R2	R3
大田原市役所	0件	1件	4件	3件

④手続き支援件数	H30	R1	R2	R3
地域包括支援センター	3件	5件	16件	7件
障害者相談支援センター	60件	2件	0件	0件

大田原市の地域連携ネットワークのイメージ（令和4年12月作成）

地域共生社会の実現に向けた地域連携ネットワーク

